

入札参加資格者 各位

## 建設工事の指名競争入札案件における積算疑義申立手続きについて

### 1. 積算疑義申立手続きの導入について

現在、一般競争入札（予定価格事前公表を除く）で実施している積算疑義申立手続きを、指名競争入札にも導入することとしました。

### 2. 対象案件

指名競争入札案件（予定価格事前公表を除く）のうち、次の工種を対象とします。

土木一式工事 ほ装工事 造園工事

※個別の入札通知書に対象案件であることを明示します。

### 3. 手続方法等

#### (1) 手続き対象者

- ・当該案件の入札参加者（辞退、棄権等入札額を提示しなかった者を除く）に限って、積算疑義申立てを行うことができます。

#### (2) 開札結果公表の保留と予定価格の通知

- ・開札日に開札結果の公表を保留し、予定価格（税抜）を対象者全員に通知します。
- ・対象者宛てに「保留通知メール」を送信します。

#### (3) 疑義申立方法

- ・局の積算に誤り等があると思われる場合は、『積算疑義申立書』を開札日（保留通知日）翌日の午後 1 時までに当該案件の経理課契約係宛てに持参により提出ください。

提出の際は、具体的な項目を示す自社の積算書など必要な資料をあわせて添付してください。

(注意)

※持参以外の『積算疑義申立書』の提出は一切受け付けません。

『積算疑義申立書』の提出がない場合、入札事務を続行します。

#### (4) 手続き期間

- (i) 開札日（保留通知日）の翌日午後 1 時までに持参により提出。

（開札日の翌日が土日、祝日の場合は直近の局開庁日）

- (ii) 提出期限を過ぎた『積算疑義申立書』は受け付けません。

(5) 内容精査後の対応

**【積算誤り等がない場合】**

- ・速やかに「落札者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

**【積算誤り等が判明した場合】**

- ・入札続行

局の積算を見直して、「最低制限価格に変更がない」又は「変更があったとしても開札結果に変わりがない」等、局が入札を続行することが妥当と判断した場合、速やかに「落札者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

- ・入札中止

上記以外は入札を中止します。

**4. 留意事項**

- ・「金額入り設計書閲覧請求」は実施しておりません。
- ・積算疑義申立ては、「誤りだと思われる具体的な項目」以外は一切受け付けません。
- ・単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。
- ・具体的な項目を示す「自社の積算書、他資料等」を添付してください。

**5. 実施期間**

平成26年4月1日以降の指名通知案件から実施します。

第1号様式（第3条第2項）

平成 年 月 日

（あて先）新潟市水道事業管理者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
担当者名及び連絡先

印

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申立てます。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 保留通知日
- 4 申立て内容及び理由

※ 当該申立て書の提出にあつては当該入札の保留通知書の写しを添付してください。

※ 申立て内容は、具体的に記載してください。